

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 育児・介護休業法に基づく諸制度の調査
- 諸制度に関するリーフレットを作成し社内に掲示

目標2：年次有給休暇の取得状況を把握し、取得率の向上を図る。

<対策>

- 取得状況の把握、提示
- 取得促進策の実施